番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成20年8月13日	第13期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年６月第１四半期四半期報告書）	平成20年４月１日～平成20年６月30日の第１四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲264百万円であるところを▲123百万円と記載	貸倒引当金の過少計上
2	平成20年11月12日	第13期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年９月第２四半期四半期報告書）	平成20年４月１日～平成20年９月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲797百万円であるところを▲568百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
3	平成21年２月12日	第13期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年12月第３四半期四半期報告書）	平成20年４月１日～平成20年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲1,100百万円であるところを▲667百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・債務保証損失引当金の不計上等
			平成20年10月１日～平成20年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,069百万円であるところを1,501百万円と記載	
4	平成21年６月29日	第13期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年３月期有価証券報告書）	平成20年４月１日～平成21年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲2,129百万円であるところを▲1,680百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・債務保証損失引当金の不計上等
			平成20年４月１日～平成21年３月31日の会計期間	貸借対照表	純資産額が132百万円であるところを613百万円と記載	
5	平成21年８月13日	第14期事業年度第１四半期会計期間に係る四半期報告書（平成21年６月第１四半期四半期報告書）	平成21年４月１日～平成21年６月30日の第１四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が155百万円であるところを630百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
6	平成21年11月16日	第14期事業年度第２四半期会計期間に係る四半期報告書（平成21年９月第２四半期四半期報告書）	平成21年７月１日～平成21年９月30日の第２四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が173百万円であるところを640百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
7	平成22年２月15日	第14期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年12月第３四半期四半期報告書）	平成21年10月１日～平成21年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が274百万円であるところを727百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
8	平成22年６月30日	第14期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年３月期有価証券報告書）	平成21年４月１日～平成22年３月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が316百万円であるところを766百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
9	平成22年８月13日	第15期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年６月第１四半期四半期報告書）	平成22年４月１日～平成22年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が333百万円であるところを775百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
10	平成22年11月12日	第15期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年９月第２四半期四半期報告書）	平成22年７月１日～平成22年９月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が359百万円であるところを791百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等

(注)　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

２．株式会社fonfunは、関東財務局長に対し、平成21年10月30日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成21年３月期有価証券報告書（上表番号欄４参照）、平成21年６月第１四半期四半期報告書（上表番号欄５参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月16日、515,000株の株式を103,000,000円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第172条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】　1,963万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成23年８月25日

課徴金納付命令日　平成23年９月29日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑦　日本産業ホールディングズ株式会社に係る四半期報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成23年11月29日

【勧告の対象となった違反事実】

日本産業ホールディングズ株式会社は、北海道財務局長に対し、一般管理費の過少計上等により、下表のとおり、金商法第172条の４第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」四半期報告書を提出した。